

資料編

○ 子ども読書アンケートの結果	20
○ 宇和島市立図書館の状況	24
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	25

○ 子ども読書アンケートの結果

回答数 小学校下学年（1年生～3年生）1,072人
 小学校上学年（4年生～6年生）1,367人
 中学生（中学1年生～3年生）1,161人

	小下学年	小上学年	中学生
Q1 あなたは本を読むことが好きですか。			
とても好き	505	431	268
まあまあ好き	405	626	556
あまり好きではない	107	218	256
好きではない	55	92	80
合計	1,072	1,367	1,160
Q2 家でどのくらい本を読みますか。			
ほぼ毎日	379	334	154
週に1回以上	332	512	347
月に数回	127	229	265
年に数回	57	89	114
ほとんど読まない	171	204	279
合計	1,066	1,368	1,159
Q3 1ヶ月にだいたい何冊くらい本を読みますか。			
15冊以上	339	277	72
10冊くらい	217	324	93
5冊くらい	207	337	245
3冊まで	211	250	395
ほとんど読まない	94	179	355
合計	1,068	1,367	1,160
Q4 Q2またはQ3で「ほとんど読まない」と答えた人に、その理由をお聞きします。(複数回答)			
塾や習い事で時間がないから	27	48	90
放課後の活動(運動、音楽、部活動等)で時間がないから	8	35	140
ともだちとあそんだりすることで時間がないから	23	36	120
テレビを見たりゲームをしていて時間がないから	46	90	196
インターネットやSNSをしていて時間がないから	7	20	138
マンガの方がおもしろいから	10	42	134
学校の図書館に読みたい本がないから	15	24	47
本を読みたいと思わないから	38	107	234
文字を読むのが苦手だから	39	62	108
その他	4	6	13
合計	217	470	1,220

学校以外の図書館について質問します。	小下学年	小上学年	中学生
Q5 市立図書館は利用していますか。			
利用している	538	641	317
利用していない	512	718	841
合計	1,050	1,359	1,158
Q6 Q5で「利用している」と答えた人にお聞きします。図書館にはどれくらい行きますか。			
週に1回以上	172	109	28
月に1回以上	176	233	127
年に数回	175	291	161
合計	523	633	316
Q7 Q5で「利用していない」と答えた人にお聞きします。利用していない理由は？(複数回答)			
読みたい本がないから	109	221	401
図書館が遠いから	127	232	351
図書館の場所を知らないから	131	112	90
利用者カードを持っていない	110	170	205
その他※1	41	123	98
合計	518	858	1,145

※1 その他で多かった回答

小下学年	行く時間が無いから 1人で行けないから 親等が連れて行ってくれないから
小上学年	行く時間が無いから 行くのが面倒くさいから
中学生	行く時間が無いから 行くのが面倒くさいから 学校の図書館で十分だから 読みたい本が無いから

電子図書館について質問します。	小下学年	小上学年	中学生
Q8 宇和島市電子図書館は利用していますか。			
利用している	217	303	76
利用していない	828	1,059	1,084
合計	1,045	1,362	1,160
Q9 Q8で「利用している」と答えた人にお聞きします。月に何冊くらい本を借りますか。			
10冊以上	65	60	11
5冊くらい	83	104	11
3冊まで	68	136	51
合計	216	300	73
Q10 Q8で「利用していない」と答えた人にお聞きします。利用していない理由は？(複数回答)			
読みたい本がないから	136	225	398
使い方がわからないから	421	473	566
IDを持っていないから	172	243	320
紙の本のほうがおもしろいから	81	184	288
その他※2	55	138	81
合計	865	1,263	1,653

※2 その他で多かった回答

小下学年	電子図書館を知らないから 場所がわからないから
小上学年	電子図書館を知らないから 場所がわからないから 読む時間が無いから
中学生	電子図書館を知らないから IDがわからないから 目に悪い、目が疲れるから

全体を通して質問します。

	小下学年	小上学年	中学生
Q11 もっと読書ができるように、何かして欲しいことはありますか。(複数回答)			
学校図書館の本を増やして欲しい	792	1,008	742
市立図書館をもっと使いやすくして欲しい	156	227	306
電子図書館の本をもっとおもしろくして欲しい	169	285	242
その他※3	22	93	75
合計	1,139	1,613	1,365

※3 その他で多かった回答

小下学年	おもしろい本を増やして欲しい 電子図書館の使い方を教えて欲しい
小上学年	おもしろい本を増やして欲しい シリーズもの、ライトノベル、漫画など増やして欲しい 電子書籍を増やして欲しい
中学生	興味のわく本を置いて欲しい 漫画を増やして欲しい

《前提条件》

読書には、学校図書室、市立図書館及び市電子図書館の本、書店で購入した本すべて含む。ただし、マンガは含まない。また、学校活動の中で読む本は含まない。

○ 宇和島市立図書館の状況

施設の概要

名称	所在地	設置年月日	施設概要	延床面積
中央図書館	鶴島町8番3号	H31 宇和島市学習交流センター「パフィオうわじま」に移転	混構造（SRC・RC・S）4階建の2・3階	2,072 m ²
中央図書館 津島分館	津島町岩松 甲471番地	S51 岩松公民館図書室 H28 中央図書館津島分館	鉄筋コンクリート3階建の1階一部	645 m ²
簡野道明記念 吉田町図書館	吉田町立間尻 甲1802-3	S61 現在地に新築開館	鉄筋コンクリート3階建大屋根本瓦葺	847 m ²

蔵書の状況（令和4年度）

		一般図書	児童書	合計
中央図書館	蔵書数	174,687冊	54,477冊	229,164冊
	うち開架数	59,766冊	29,572冊	89,338冊
中央図書館 津島分館	蔵書数	41,707冊	21,727冊	63,434冊
	うち開架数	23,344冊	13,855冊	37,199冊
簡野道明記念 吉田町図書館	蔵書数	35,117冊	12,969冊	48,086冊
	うち開架数	11,169冊	9,385冊	20,554冊
電子図書館	電子書籍数	1,476冊	1,025冊	2,501冊

※蔵書数：書庫も含めた総数、開架数：一般に開放された資料の数

館外貸出利用の推移

	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
中央図書館	31,447人	55,791人	45,302人	43,637人	46,307人
	111,634冊	169,359冊	141,850冊	138,409冊	146,180冊
中央図書館 津島分館	8,045人	7,732人	6,682人	5,612人	6,686人
	27,964冊	25,113冊	22,127冊	19,368冊	19,347冊
簡野道明記念 吉田町図書館	2,393人	3,454人	3,415人	3,299人	4,414人
	7,742冊	10,529冊	11,274冊	10,726冊	13,518冊
電子図書館	令和3年7月15日 開館			433人	4,470人
				1,363冊	29,835冊

※上段：延べ貸出人数、下段：延べ貸出冊数

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健全な成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

～中略～

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

宇和島市子ども読書活動推進計画

発行日 令和6年2月
発行 宇和島市教育委員会
編集 宇和島市教育委員会事務局 生涯学習課
宇和島市立中央図書館

〒798-0033

愛媛県宇和島市鶴島町8番3号

TEL : 0895-22-1065 FAX : 0895-23-5223

E-mail u-toshokan@city.uwajima.lg.jp